

# 月例給の「行革」カット緩和 2013年1月より15か月間

昨年の賃金確定交渉において、高教組は、2008年度から続いている、県民いじめの「行革」による県職員の賃金カットを徹底的に批判し、カット回復を求めてたたかいました。完全回復をかちとることはできませんでしたが、月例給のカットを緩和させ、今後のたたかひの足がかりとしました。(一時金は、10・11年度並みの緩和を12年度も行わせました。)

## 今年1月より月例給の「行革」カット緩和

県職員の月々の賃金は、「行革」によって約5%削減されています(月例給 2.5 ~ 3%、地域手当一律 2%。県職員平均約2万円)が、昨年の賃金確定交渉の結果、月例給のカット率を一律0.2%緩和させました。

### 「行革」による月例給カット(管理職以外)

職務加算率	~12年12月	13年1月~( )
無しの職員	3.0%	2.8%
5%の職員	2.8%	2.6%
10%の職員	2.5%	2.3%

14年3月までの15か月間

教育職は、教職調整額を除いた給料表額からの減額。

職務加算は、級・号給により一時金を加算する制度。(詳しくは組合員手帳をご覧ください)

## 「行革」による賃金カットに道理無し

労働者の賃上げで経済の立て直しを

兵庫県は、2008年度より「新『行革』プラン」と称して、県民の暮らしや教育に必要な予算や、県職員の賃金を削減しています。県当局は、県財政悪化の原因を「阪神淡路大震災からの創造的復興のために相当無理をした」と説明していますが、実際は震災に乗じて、大手ゼネコンなどの利益確保のために不要不急のハコモノ建設などの計画を詰め込んで実施した結果です。県民・県職員にそのツケを押しつけることなど言語道断です。

また、公務員賃金の引き下げは必ず民間に波及し、賃下げの連鎖を引き起こします。賃下げで購買力が低下し県内の地域経済が悪化、結果として県税収入は落ち込み、県財政の立て直しにつながりません。

高教組は、今年も皆さんとともに「行革」カットの完全回復を目指し奮闘します。

## 給与明細書の見方

：明細書の最上段右上「給料表額・差額」に、行革カット前の給料月額が記されます。教育職は、教職調整額(給料表額の4%)を含んだ額になっています。(現給保障を受けている職員は金額が2段になっており、両方を足したものが現給保障された金額(教育職は教職調整額を含んだ金額)です)

給与支払明細書									
									①
②									

：2段目の左「給料(調整額)」が、「行革」によりカットされた後の金額です。教育職については、の金額のうち教職調整額を除いた分から、職務加算に応じた割合で減額されます。

役職加算無しの教育職では、

$$\times (1/1.04) \times 2.3/100$$

教職調整額を除いた 給料表額からの  
給料表額 カット率

が、「行革」によるカット額で、この額から差し引いた額が の額となります。